

消防署（防火協会）が所有する訓練用資機材の貸出について

総合防災訓練の実施にあたり、各区での訓練において訓練用資機材の活用を計画される際、消防署（防火協会）が所有する資機材の貸出が受けられます。

資機材の数量には限りがありますので、希望する数量にお応えできない場合がありますので、予めご了承ください。

① 長泉消防署（防火協会）が所有する訓練用資機材は次のとおりです。

- ・ 訓練用水消火器
- ・ 訓練用A E D及びA E D訓練用人形
- ・ 三角巾

② 訓練用資機材の貸出を希望する場合、各区の希望を地域防災課で集約します。

- ・ 7月12日(金)までに、貸出希望資機材の種類、数量、希望時期をお伝えください。
- ・ 各自主防災会からの結果を消防署に伝え、貸出の可否を確認します。
- ・ 後日、結果をお知らせし、貸出できる場合は、手続きについてご説明いたします。

③ その他

- ・ 8月下旬から9月上旬にかけて、防災訓練を行う事業所も多いため、前述のとおり貸出数量や期間について、ご希望に添えない場合もございます。
- ・ 消防署（防火協会）が所有する資機材では不足する場合、所有している訓練資機材を他の地区に貸与できる自主防災会がございましたら、ご協力をお願いいたします。可能な場合、連合会事務局（地域防災課）へご一報ください。相互協力をいただけますと幸いです。
- ・ 別紙「防災資機材使用希望書」は、ファクシミリでお送りいただいても結構です。番号は、別紙に記載してあります。
また、記載例と切り取りはなさらず、そのままお送りください。